荒尾市総合計画策定支援業務委託要求水準書

１．委託業務名

荒尾市総合計画策定支援業務

２．業務目的

本市では、令和２年に策定した「第６次荒尾市総合計画」が令和７年度で計画の最終年度となることから、地方創生のさらなる充実・強化に向け、切れ目なく取り組みを進めるため、令和８年度を初年度とする「第７次荒尾市総合計画（仮称)」を策定するとともに、荒尾市人口ビジョンの内容を最新のデータ及び分析手法を用いて更新することを目的とする。

３．委託期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

４．計画の構成

本市の最上位計画として地方版総合戦略を兼ねる計画として位置づけしている。次期計画の構成は、次のとおり想定している。但し、より効果的・効率的な行政経営に資すると認められる場合においては、変更提案を行うことができる。なお、計画期間については、荒尾市総合計画条例施行規則第４条の規定に基づき、人口ビジョンは１０年、総合戦略は５年を想定しているが、市長任期（４年間）と整合を図るため、計画期間を見直すことを想定している。

（１）人口ビジョン

人口の現状や将来展望の実現を目指すものとして策定する。

（２）総合戦略

新しい地方経済・生活環境創生に係る国の戦略などの内容を踏まえた計画として策定する。

５．業務内容

令和７年度に実施予定の計画の起草作業に向けて、以下の業務を委託する。

（１）総合計画（総合戦略）の策定

ア　現行計画の総括

現行計画の進捗状況やKPIの達成度を整理し、総括を行う。必要に応じ、関係部署にヒアリングを実施する。

イ　基本目標の設定

現行計画の進捗状況や達成度等に基づき、基本目標の見直しや、新たな政策分野等をそれぞれの現状値及び将来の目標値を設定する。

ウ　各種会議の運営

総合計画審議会を開催。計画方針等を政策横断的に協議するため、庁内会議を開催。

エ　アンケートの実施・分析

現行 KPI の達成度や市民ニーズを把握するため毎年度実施しているアンケート調査を参考として、次期計画の策定に向けて、調査票の設計や分析方法等に関する助言を行う。

なお、調査対象者（市民２，０００人及び荒尾市公式 LINE 登録者（登録者数１３，９７０人（令和６年１２月時点））の選定は本市と協議の上決定する。調査票の印刷、封入・発送は委託者において実施し、集計・分析・報告書作成においては事業者が実施すること。

オ　ワークショップの実施

若い世代や子育て世代等の多様な世代や職員向けのワークショップの運営。

（２）人口ビジョンの策定

ア　人口の推移と人口動態

総人口や年齢３区分別人口、地区別人口、自然動態、社会動態等の状況を時系列に整理・更新し、分析すること。

イ　将来人口の推移と分析

将来人口を推計・分析し、人口の変化に伴う影響について分析すること。

ウ　地域経済の状況

産業分類別の動向や労働力分析、土地利用の推移、医療・福祉の状況など、本市の地域特性について分析すること。

（３）完成後の製本

多くの市民に見てもらえるような概要版のデザイン、印刷製本をすること。

６．成果品

〇アンケート調査結果報告書　電子データ一式

〇総合計画・人口ビジョン冊子　電子データ一式、３００部製本

〇総合計画・人口ビジョン概要版冊子　電子データ一式、１,０００部製本

※電子データは、PDF（OCR 処理が施されたもの）に変換したもののほか、編集が可能な Word、Excel、PowerPoint 形式で納品すること。

７．特記事項

（１）法令遵守

本業務の実施にあたっては、関係法令及び通達等を遵守するものとする。

（２）守秘義務

本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務が終了し、または解除された後も同様の義務を負う。

（３）個人情報の取扱い

本業務に関連した個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号)、個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）の規定を遵守しなければならない。

（４）資料等の貸与

市が所有している資料（電子データを含む。）で、業務に必要なものは、受託者に貸与するものとする。本業務終了後、速やかに返還すること。

（５）成果品の帰属

本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、全て市に帰属するものとする。なお、本市の承諾を受けないで他に公表し、譲渡、貸与または使用してはならない。

８．その他

要求水準書に定めのない事項や業務実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに受注者と市が協議を行い、その指示を受けるものとする。